

3. 小型家電リサイクル回収形態別の実施状況

(1) ボックス回収

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-1①)

表 22 は、小型家電リサイクルにおいてボックス回収を実施または実施予定の 17 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。その他として、パソコンや携帯電話を除くなど品目によって対象を限定するのではなく、「ボックスの投入口に入るもの」として大きさによって対象を限定しているという回答が多かった。また、「携帯電話に限定している」、「デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブル音楽プレーヤーなどに限定している」といった様に、ボックス回収の特性を生かして高付加価値品目に対象を限定しているという回答もあった。

表 22 ボックス回収における対象品目

N=17

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	1
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	1
その他	15

イ. 選定理由 (B-1②)

表 23 は、ボックス回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。ボックス回収を実施または実施予定の 17 団体のうち、9 団体 (41%) が「分別のわかりやすさ」を選定理由として回答した。「その他」としては、「携帯電話のボックス回収を従来から実施している携帯電話のみを対象品目にしている」、「パソコンリサイクルがあるためパソコンを除外した」という回答があった。

表 23 ボックス回収における対象品目の選定理由（17 団体による複数回答）

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	1
回収のしやすさ	6
保管のしやすさ	3
分別の分かりやすさ	9
選別のしやすさ	2
その他	5

②ボックス回収の実施内容

ア. ボックスの仕様（B-1⑨）

表 24 は、ボックスの仕様についてまとめたものである。平均的な小型家電回収用のボックスは、スチール製で、幅・奥行きが 50 c m 前後、高さが 1～1.5m、投入口は幅が 25～30 c m、高さが 5～15 c m という結果となった。なお、携帯電話や乾電池用に、複数の投入口を設けているという回答もあった。

表 24 回収ボックスの仕様

材質	ボックスのサイズ (mm)			投入口 (mm)	
	幅	奥行き	高さ	幅	高さ
スチール	560	500	1010	300 100	150 50
スチール	440	520	950	300	150
スチール	560	456	970	300 100	150 50
スチール	440	520	970	300	150
スチール	500	420	900	250	150
スチール	440	520	970	300	150
スチール	440	520	970	300	150
スチール	440	530	1475	250	100
スチール	500	500	1000	80	100
スチール	530	440	1475	250	100
スチール	440	520	1470	250	100
スチール	440	530	1500	330	150
スチール	440	530	1470	250	100
スチール	440	530	1475	250	100
スチール	440	520	1475	250	100
S E H C ボンデ鋼板	456	560	950	300 100	150 100
木製	300	350	800	100	30

イ. ボックス設置箇所数および設置場所（B-1③）

表 25 は、ボックスの設置箇所数および設置場所についてまとめたものである。設置箇所数としては、2、3箇所から5、6箇所という回答が多かった。主な設置場所としては、回答の多かった順に、本庁舎、支所、環境センター、図書館、公民館という結果であった。なお、公共施設以外に設置したという回答は無かった。

表 25 回収ボックス設置箇所数

N=17

設置箇所数	団体数
1～5	9
6～10	5
11～49	2
50～	1

ウ. 回収頻度（B-1④）

表 26 は、設置したボックスから小型家電を回収する頻度についてまとめたものである。定期的に回収するという回答のうち最も頻度が高かったのが月1回であった。その他としては、ボックスへの投入状況に応じて随時回収を実施するという団体が多かった。

表 26 回収ボックスからの小型家電回収頻度

N=14

回収頻度	団体数
月1回	5
3ヶ月に1回	1
ボックスが満杯になるなど状況に応じて随時	7
未定、調整中	1

エ. 回収作業実施者（B-1⑤）

表 27 は、ボックスに投入された小型家電の回収作業実施者についてまとめたものである。回答のあった16団体のうち、「直営」が9団体（56%）、「引き渡し業者」が6団体（38%）であった。「その他」として「実証事業で回収」という回答があった。なお、委託で回収するという団体は無かった。

表 27 回収ボックスからの小型家電回収作業実施者

N=16

回収作業実施者	団体数
直営	9
委託	0
引き渡し業者	6
その他	1

オ. 回収使用車両（B-1⑥）

表 28 は、ボックスから小型家電を回収する際に使用する車両についてまとめたものである。「深ダンプ」が 2 団体、「平ダンプ」が 2 団体、「普通乗用自動車」が 2 団体という結果となった。複数の種類の車両を使用している団体、およびプレス式・非プレス式パッカー車を使用している団体は無かった。

表 28 回収ボックスからの小型家電回収使用車両

N=13

使用車両	団体数
プレス式パッカー	0
非プレス式パッカー	0
深ダンプ	2
平ダンプ	2
普通乗用自動車	2
その他	3
未定、不明	4

カ. 回収後の搬入先（B-1⑦）

表 29 は、回収ボックスから小型家電を回収した後どこへ搬入するかについてまとめたものである。行政の施設に搬入する、引き渡し業者へ直接搬入するとの回答がともに 7 団体であった。

表 29 回収ボックスから小型家電回収後の搬入先

N=15

搬入先	団体数
行政施設	7
引き渡し業者	7
未定、不明	1

キ. 回収後の選別作業（B-1⑧）

表 30 は小型家電を行政施設に搬入している 7 団体（表 29 「行政施設」参照）が、行政施設に搬入後、選別作業を実施しているかどうかについてまとめたものである。なお、選別作業を実施している 4 団体のうち 3 団体は①対象品目、②異物、の 2 種類の選別、1 団体は①携帯電話・PHS、②その他の対象品目、③異物、の 3 種類の選別を実施していると回答した。

表 30 回収ボックスから小型家電回収後の選別作業の有無

N=7

選別作業の有無	団体数
有	4
無	3

③対象外品目等に対する対策（B-1⑩）

表 31 に対象外の品目の投入に対する対策について、表 32 に自区域外からの投入に対する対策について、表 33 に事業系と疑われるものへの対策についてそれぞれまとめた。対象外品目の投入については、ボックスを人目につきやすい場所に設置することで対象外の品目を投入しないようにしているという団体が多かった。一方、自区域外からの持ち込みや事業系の小型家電の混入については、特に対策をしていないという回答がほとんどであった。

表 31 ボックス回収における対象外品目対策

ボックスを人目につきやすい場所に設置する。
ボックスに「小型家電以外の投入禁止」と明記する。
ボックスの横に啓発用のチラシを配置する。
投入口を対象品目の大きさに合わせて小さくする。

表 32 ボックス回収における自区域以外からの投入対策

ボックスに団体のマークを明示する。

表 33 ボックス回収における事業系小型家電への対策

ボックスに「事業系は対象外」と明記する。

④ボックス回収のメリット (B-1⑫)

表 34 は、ボックス回収のメリットについてまとめたものである。ボックス回収を実施または実施予定の 17 団体のうち、11 団体 (65%) が「住民の排出のしやすさ」を、6 団体 (35%) が「品目を絞った回収が可能」をメリットとして回答した。「その他」として、住民の目に留まる場所に設置することでリサイクル意識の普及・啓発に資するという回答があった。

表 34 小型家電リサイクルボックス回収のメリットについて (17 団体による複数回答)

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	2
回収コストの低さ	3
品目を絞った回収が可能	6
住民の排出のしやすさ	11
回収後の処理コストの低さ	2
その他	5

⑤ボックス回収の課題 (B-1⑬)

表 35 は、ボックス回収の課題についての自由記述による回答をまとめたものである。異物や対象外の品目、自区域以外的小型家電の混入を課題としてあげる団体が多かった。また、

ボックス回収の特徴である投入口のサイズ以上のものを排出できないことを課題として挙げた団体も比較的多かった。

表 35 ボックス回収の課題

異物の混入。
対象外の品目の混入。
自区域、事業系の混入。
携帯電話に外見だけを似せた展示用の模型の混入。
投入口のサイズ以上の小型家電を回収することができない点。
ボックス設置数が少ないと委託による回収コストがかかってしまう。
ステーション方式と違い、収集箇所が限られる。

(2) ステーション回収

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-2①)

表 36 は、小型家電リサイクルにおいてステーション回収を実施または実施予定の 5 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。「その他」として、「政令に定めるもののうち、パソコン・光ディスクその他の記憶装置・プリンター・電気こたつおよびストーブを除くものすべて」という回答があった。

表 36 ステーション回収における対象品目 N=5

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	1
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	1
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	1
その他	2

イ. 選定理由 (B-2②)

表 37 は、ステーション回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。回収・保管のしやすさから大型家電製品を除いたという回答があった。一方、引き取り価格を考慮して対象品目の選定を行った団体は無かった。

表 37 ステーション回収における対象品目の選定理由 (5 団体による複数回答)

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	0
回収のしやすさ	3
保管のしやすさ	2
分別の分かりやすさ	4
選別のしやすさ	0
その他	1

②ステーション回収の実施内容 (B-2③~⑤)

ア. ステーションの数、収集頻度、および使用車両

表 38 は、ステーション回収を実施または実施を予定している 5 団体のステーションの数、回収頻度、および使用車両についてまとめたものである。

表 38 ステーション回収におけるステーション数、収集頻度、および使用車両

団体名	ステーション数	人口 1,000 人あたりのステーション数	収集頻度	使用車両
A	300	7.7	月 2 回	深ダンプ
B	9,100	26.4	月 1 回	プレス式パッカー、平ダンプ
C	3,700	24.7	月 1 回	深ダンプ(パッカー車は故障および部品の損耗が激しいため)
D	900	23.5	隔週 1 回	平ダンプ
E	2,000	22.4	月 2 回	深ダンプ

イ. 回収作業実施者 (B - 2 ⑥)

表 39 は、ステーションからの小型家電の回収作業実施者についてまとめたものである。回答のあった 5 団体のうち、「直営」が 1 団体、「直営および委託」が 2 団体であった。なお、委託および引き渡し業者が回収するという団体は無かった。

表 39 ステーションからの小型家電収集作業実施者

N=5

回収作業実施者	団体数
直営	1
委託	0
直営および委託	2
引き渡し業者	0
把握していない	2

ウ. 回収後の搬入先 (B - 2 ⑦)

表 40 は、ステーションから小型家電を回収した後にどこへ搬入するかについてまとめたものである。回答のあった 5 団体のうち、すべての団体が行政の施設に搬入すると回答した。

表 40 ステーションから小型家電回収後の搬入先

N=5

搬入先	団体数
行政施設	5
引き渡し業者	0

エ. 回収後の選別作業（B-2⑧）

表 41 は小型家電を行政施設に搬入している 5 団体（表 40「行政施設」参照）が、行政施設に搬入後、選別作業を実施しているかどうかについてまとめたものである。「有」と回答した 2 団体の両方が①対象品目、②異物、の 2 種類の選別を実施していると回答した。なお、当該 2 団体についてはどちらも選別作業を委託により実施しているが、他品目の選別作業も含めて委託している、または通常の施設管理費に含まれるため、小型家電のみの経費については算出が難しいという回答であった。

表 41 ステーションから小型家電回収後の選別作業の有無

N=5

選別作業の有無	団体数
有	2
無	3

③課題および対策

ア. ステーション回収のメリット（B-2⑩）

表 42 は、ステーション回収のメリットについてまとめたものである。ステーション回収を実施または実施予定の 5 団体のうち、4 団体（80%）が「住民の排出のしやすさ」を、2 団体（40%）が「イニシャルコストの低さ」および「回収コストの低さ」をメリットとして回答した。「その他」として、他の回収方法と比較して回収量が見込めるという回答があった。

表 42 ステーション回収のメリット (5 団体による複数回答)

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	2
回収コストの低さ	2
品目を絞った回収が可能	1
住民の排出のしやすさ	4
回収後の処理コストの低さ	1
その他	1

イ. ステーション収集の課題 (B-2 ⑨、⑩)

表 43 は、ステーション回収の課題についての自由記述による回答をまとめたものである。多くの団体が、小型家電の持ち去り行為を課題として回答した。なお、ステーションにおける小型家電の盗難防止対策としては、「ステーションに持ち去り禁止の看板を設置する」と回答した団体が 2 団体、その他の 3 団体は特に対策を行っていないという結果であった。

表 43 ステーション回収の課題

持ち去り行為がある。
ステーションの容量を超えた場合の対策。

(3) ピックアップ回収

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-3①)

表 44 は、小型家電リサイクルにおいてピックアップ回収を実施または実施予定の 39 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。「政令で定めるものうちパソコンを除くすべて」を選択した団体が全体の 20 団体 (51%)、「政令で定めるものうちパソコン・携帯電話を除くすべて」の 1 団体 (8%) と合わせると、パソコンを除くとする回答が過半数を占めた。「その他」の回答の中にも、パソコン等を除くとするものが多かった。

表 44 ピックアップ回収における対象品目

N=39

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	7
政令で定めるものうちパソコンを除くすべて	20
政令で定めるものうち携帯電話を除くものすべて	1
政令で定めるものうちパソコン・携帯電話を除くすべて	3
その他	8

イ. 選定理由 (B-3②)

表 45 は、ピックアップ回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。ピックアップ回収を実施または実施予定の 39 団体のうち、18 団体 (46%) が「選別のしやすさ」、16 団体 (41%) が「分別の分かりやすさ」を選定理由として回答した。反対に「引き取り価格が高い」や「保管のしやすさ」を選択した団体は少なかった。「その他」としては、「従来どおりの分別方法を採用したため」、「パソコンリサイクルがあるためパソコンを除外した」という回答があった。

表 45 ピックアップ回収における対象品目の選定理由（39 団体による複数回答）

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	5
回収のしやすさ	12
保管のしやすさ	1
分別の分かりやすさ	16
選別のしやすさ	18
その他	9

②ピックアップ回収の実施内容

ア. ピックアップを実施するごみの分別区分（B－3③）

表 46 は、ピックアップの対象となっているごみの分別区分についてまとめたものである。「粗大ごみ」が 28 団体（72%）、「不燃ごみ」が 35 団体（90%）、「金属ごみ」が 5 団体（13%）、「その他」が 0 という結果となった。

表 46 ピックアップ回収における小型家電の分別区分（39 団体による複数回答）

対象品目の選定理由	団体数
粗大ごみ	28
不燃ごみ	35
金属ごみ	5
その他	0

イ. 回収方法（B－3④）

表 47 は、ピックアップの選別作業をどのように実施しているかについてまとめたものである。殆どの団体が「収集後、行政の施設内で回収」と回答したが、収集時に選別しながら回収している団体も 3 団体あった。

表 47 ピックアップ回収の回収方法について (39 団体による複数回答)

回収方法	団体数
収集時に選別しながら回収	3
収集後、行政の施設内で回収	37
その他	1

ウ. 選別作業 (B - 3 ⑤)

表 48 は、ピックアップ回収における小型家電回収後の選別作業についてまとめたものである。ピックアップ回収を実施または実施予定の 39 団体のうち、27 団体 (69%) が「対象品目を取り出すのみ」と回答し、5 団体 (26%) が「対象品目を取り出した後、さらに何品目かに分類を実施している」と回答した。なお、分類の具体的な内容については、「携帯電話とそれ以外に分別している」、「デジタルカメラ、ゲーム機とそれ以外」など、付加価値の高い小型家電品目とそれ以外に分類しているという回答が多かった。

表 48 ピックアップ回収における選別作業

N=39

選別作業	団体数
対象品目を取り出すのみ	27
対象品目を取り出した後、さらに 2 品目に分類	5
対象品目を取り出した後、さらに 3～5 品目に分類	3
対象品目を取り出した後、さらに 6～10 品目に分類	1
対象品目を取り出した後、さらに 11 品目以上に分類	1
未定	2

③ピックアップ回収のメリットおよび課題

ア. ピックアップ回収のメリット (B - 3 ⑥)

表 49 は、ピックアップ回収のメリットについてまとめたものである。ピックアップ回収を実施または実施予定の 39 団体のうち、28 団体 (72%) が「住民の排出のしやすさ」を、18 団体 (46%) が「回収コストの低さ」をメリットとして回答した。一方、「回収後の処理

コストの低さ」と回答した団体は3団体（8%）であった。「その他」として、「住民の排出方法に変更が無いため、従来の排出方法を継続して実施できる」という回答があった。

表 49 ピックアップ回収のメリット（39 団体による複数回答）

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	8
回収コストの低さ	18
品目を絞った回収が可能	7
住民の排出のしやすさ	28
回収後の処理コストの低さ	3
その他	3

イ. ピックアップ収集の課題（B-3⑦）

表 50 は、ピックアップ回収の課題についての自由記述による回答をまとめたものである。ピックアップ回収では対象品目を比較的自由に設定することが可能である反面、どの品目を対象とするのかの決定自体が困難であるという回答があった。また、対象品目を決定したとしても、排出されたごみの中からすべてをピックアップするのが困難だという意見もあった。

表 50 ピックアップ回収の課題

選別時の分類数の設定の難しさ。コストと引渡し価格のバランスを考慮しなければならない。
ピックアップ作業場の確保が困難。
ピックアップ作業場とコンテナ置き場が遠く、作業導線の検討。
ピックアップ品の保管方法。
現在は原形のまま売却している金属複合物、分解して再資源化できる部分だけを取り出して売却しなければならない。
危険物の除去が主目的で、回収量が月により増減することが予想される。
フロン入り冷風除湿機など処理困難なものが含まれており、対応に苦慮している。
対応人員の確保。
不燃ごみの中から対象品すべてを抜き出すのが困難。
プライバシー保護、リサイクル料金の点からパソコンを受入するかどうか。

(4) イベント回収

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-4①)

表 51 は、小型家電リサイクルにおいてイベント回収を実施または実施予定の 10 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。「その他」としては、イベント回収ではボックスを利用して回収しているため、ボックスの投入口に入る大きさのものという回答があった。

表 51 イベント回収における対象品目

N=10

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	3
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	2
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	0
その他	5

イ. 選定理由 (B-4②)

表 52 は、イベント回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。回収のしやすさから大型家電製品を除いたという回答が多かった。

表 52 イベント回収における対象品目の選定理由 (複数回答)

N=10

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	1
回収のしやすさ	6
保管のしやすさ	0
分別の分かりやすさ	3
選別のしやすさ	1
その他	2

②イベント回収の実施内容

ア. イベント回収の実施内容（B-4③～⑦）

表 53 は、イベント回収の実施内容をまとめたものである。実施頻度は年1～2回という回答が多かった。回収容器としてはかご、コンテナ、回収ボックス等の回答があった。イベントの内容としては、環境展や住民祭などの機会を捉え、併せて実施するという回答が多かった。

表 53 イベント回収の実施内容

団体名	実施頻度	人員	回収容器	選別	内容
A	年1回	7人	コンテナ	無	環境フェスタ
B	年2～3回	2～3人	回収ボックス	無	環境フェスティバル、産業祭、消費生活展
C	年2回程度	2人	コンテナ	無	障害者を支援する団体の古紙の回収に併せて実施
D	年2回	3人	アームロール	無回答	役場駐車場に回収事業者がアームロール車を用意し回収
F	年1～2回	4人	回収ボックス	有	生涯学習フェスティバル
G	月1回	3人	コンテナ	無	リサイクルの日
H	年1回	4人	かご	無	市民まつり
I	年2回	2人	かご	無	環境展、古本市
J	年1回	3人	回収ボックス	無	環境フェア
K	年2回	無回答	無回答	有	場所、時間を定めて立会い で回収

イ. 回収後の搬入先（B-4⑨～⑩）

表 54 は、イベント回収で小型家電を回収した後の搬入先、使用車両、および行政の施設に搬入した場合の選別作業についてまとめたものである。

表 54 イベント回収後の搬入先および搬入後の選別

団体名	回収後の搬入先	運搬使用車両	行政へ搬入した場合の選別作業
A	引き渡し業者	アームロール車	—
B	行政	深ダンプ	①対象品目、②異物の2種類に選別。
C	引き渡し業者	アームロール車	—
D	認定事業者	アームロール車	—
F	引き渡し業者	事業者車両	—
G	行政	アームロール車	無
H	引き渡し業者	平ダンプ	—
I	行政	小型貨物（バン）	①携帯電話・PHS、②その他の対象品目、③異物の3種類に選別。
J	引き渡し業者	通常的車	—
K	無回答	—	—

③対象外品目等に対する対策（B-4⑪）

表 55 に対象外品目の投入に対する対策について、表 56 に自区域外からの投入に対する対策について、表 57 に事業系と疑われるものへの対策についてそれぞれまとめた。対象外品目および事業系と疑われるものへの対策については、イベント回収では職員がその場に常駐しているため、投入時に対象外であることを口頭で説明するという団体が多かった。一方、自区域外からの持ち込みに対しては、対象外品目や事業系への対策に比較して、特に対策をしていないという回答が目立った。

表 55 イベント回収における対象外品目対策

回収しない。
職員の目の届く範囲で案内するため。投入時に注意する。
職員による確認。
事前に配布したチラシと口頭で知らせる。
対象外品目である旨を説明し、持ち帰るよう指示。
担当者が一日常駐。

表 56 イベント回収における自区域以外からの投入対策

職員の目の届く範囲で案内するため。投入時に注意する。
対象外品目である旨を説明し、持ち帰るよう指示。

表 57 イベント回収における事業系小型家電への対策

回収しない。
職員の目の届く範囲で案内するため。投入時に注意する。
職員による確認。
事前に配布したチラシと口頭で知らせる。
対象外品目である旨を説明し、持ち帰るよう指示。

④イベント回収のメリット（B-4⑫）

表 58 は、イベント回収のメリットについてまとめたものである。イベント回収を実施または実施予定の 10 団体うち、6 団体（60%）が「住民の排出のしやすさ」を、4 団体（40%）が「回収コストの低さ」をメリットとして回答した。「その他」として、周知・啓発を行いやすい、住民の声を聞くことができるなど、普及・啓発効果が大きいという回答があった。

表 58 小型家電リサイクルボックス回収のメリットについて（10 団体による複数回答）

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	3
回収コストの低さ	4
品目を絞った回収が可能	0
住民の排出のしやすさ	6
回収後の処理コストの低さ	1
その他	2

⑤イベント回収の課題（B-4⑬）

表 59 は、イベント回収の課題についての自由記述による回答をまとめたものである。イベント会場へのアクセスに地域差があること、頻繁に開催することが難しいことを課題として挙げる回答があった。

表 59 イベント回収の課題

イベントの周知の方法。
イベント会場へのアクセスに地域差があること。
小型家電回収に適した市主催のイベントの開催が年に数回しかないこと。
電子レンジなど重たい小型家電をイベント会場に持参するには自家用車が必要であるため、車がない住民との不公平が生じる（通常 30cm を超える小型家電の収集・自己搬入は有料だが、イベント回収では無料）。
人員、会場スペースの確保。
量が集まらず、啓発が中心となること。

(5) 直接持ち込みによる回収

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-5①)

表 60 は、小型家電リサイクルにおいて直接持ち込みによる回収を実施または実施予定の 26 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。「政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて」と「政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて」を合わせると 16 団体 (62%) となり、パソコンを対象外とする回答が過半数を占めた。その他として、「政令で定めるもののうち、パソコン・蛍光灯・電気カーペットを除く。」という回答や、マッサージチェアなど大型家電製品を除くという回答があった。

表 60 直接持ち込みによる回収における対象品目

N=26

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	5
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	13
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	3
その他	5

イ. 選定理由 (B-5②)

表 61 は、直接持ち込みによる回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。直接持ち込みによる回収を実施または実施予定の 26 団体うち、11 団体 (42%) が「選別のしやすさ」を、8 団体 (31%) が「回収のしやすさ」を選定理由として回答した。「その他」としては、「パソコンリサイクルがあるためパソコンを除外した」という回答があった。

表 61 直接持ち込みによる回収における対象品目の選定理由（26 団体による複数回答）

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	1
回収のしやすさ	8
保管のしやすさ	2
分別の分かりやすさ	6
選別のしやすさ	11
その他	8

②直接持ち込みの実施内容

ア．直接持ち込み受入施設（B－5③）

表 62 は、直接持ち込みを受け入れている施設をまとめたものである。回答のあった 26 団体のうち、検討中の 1 団体を除いたすべての団体が公共施設で受け入れていると回答し、公共施設等以外での受け入れを行っている団体は無かった。主な場所としては、各団体の環境センター、ごみ処理場との回答であった。なお、持ち込み先の数としては、1 施設が 19 団体、2 施設が 5 団体、4 施設が 1 団体で、平均 1.3 施設であった。

表 62 直接持ち込み先

N=26

持ち込み先	団体数
公共施設等	25
公共施設等以外	0
検討中	1

イ．回収後の搬入先（B－5④）

表 63 は、直接持ち込み回収後に、回収した小型家電をどこに搬入しているかについてまとめたものである。「行政の施設へ搬入」が 11 団体（44%）、「直接引き渡し業者へ運搬」が 13 団体（52%）であった。

表 63 直接持ち込み回収後の搬入先

N=25

搬入先	団体数
行政の施設へ搬入	11
直接引き渡し業者へ運搬	13
その他・無回答	1

ウ. 選別作業（B-5⑤）

表 64 は、直接持ち込み回収後に、行政の施設へ搬入している 11 団体（表 63「行政の施設へ搬入」参照）が、搬入後に選別作業を行っているかどうかについてまとめたものである。何らかの選別作業を行っている団体が 10 団体（91%）という結果となった。「対象品目を 2 種類以上に選別」を選択した場合の具体的な選別内容については、「①携帯電話、②AV 機器、③デジタルカメラ、④ゲーム機、⑤それ以外」という回答や、「ピックアップ回収と同様の選別を行っている」という回答があった。なお、選別作業の実施主体については、直営が 1 団体、委託が 8 団体、直営委託両方が 1 団体であった。

表 64 直接持ち込み回収後の選別作業の有無

N=11

選別作業の有無	団体数
異物の除去のみ実施	6
対象品目を 2 種類以上に選別	4
選別作業無し	1

③対象外品目等に対する対策（B-5⑥）

表 65 に対象外の品目の持ち込みに対する対策について、表 66 に自区域外からの持ち込みに対する対策について、表 67 に事業系と疑われるものへの対策についてそれぞれまとめた。対象外品目の持ち込みについては、持ち込みの際に職員・作業員が直接確認を行い受け入れないようにしているという回答が過半数であったが、対象外の品目であっても、粗大ごみや不燃ごみなど別の分類のごみとして処理が可能なものについては受け入れているという回答もあった。

自区域外からの持ち込みの対策としては、直接持ち込み受け付け時に住所を確認しているという団体が殆どであった。

事業系と疑われる物への対策としては、受付の担当者が口頭により事業系かどうかを確認する、疑わしい場合は詳しく聞き取りを行ったり、現地調査を実施したりするという回答があった。

表 65 直接持ち込み回収における対象外品目対策

受け入れ時に職員、作業員がチェックする。
看板による案内表示。
粗大ごみで処理できるものであれば引き取る。
対象外の品目であっても、ごみとして受入できるものは受け入れている。
広報、ホームページで周知。
家電4品目については、リサイクル券持参に限る。

表 66 直接持ち込み回収における自区域以外からの投入対策

免許証など市内在住であることを確認できる書類の提示を求めている。

表 67 直接持ち込み回収における事業系小型家電への対策

疑わしい場合は現地調査を実施。
発生場所の確認。
広報、ホームページで周知。
疑わしい物については、身分証の提示を求めるなど聞き取り調査を行う。

④直接持ち込みのメリット（B-5⑦）

表 68 は、直接持ち込み回収のメリットについてまとめたものである。直接持ち込み回収を実施または実施予定の 26 団体うち、16 団体（62%）が「住民の排出のしやすさ」を、15 団体（58%）が「回収コストの低さ」をメリットとして回答した。「その他」として、回収ボックスに入らない対象品目を回収することができるという回答があった。

表 68 直接持ち込み回収のメリットについて (26 団体による複数回答)

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	8
回収コストの低さ	15
品目を絞った回収が可能	5
住民の排出のしやすさ	16
回収後の処理コストの低さ	2
その他	2

⑤直接持ち込みの課題 (B-5⑧)

表 69 は、直接持ち込みによる回収における課題についてまとめたものである。既存の直接持ち込みの処理フローを利用して実施する場合、処理件数が増加することで車の渋滞や作業員の不足を招く可能性があるという回答があった。

表 69 直接持ち込みの課題

環境センターの直接搬入が増え、車の渋滞等の問題を引き起こす可能性がある。
対象が清掃センターへ直接搬入されたもののみになるため、回収量が少ない。
対象品目に処理困難なもの（例：フロン入り冷風除湿機など）が含まれている。
対象外品（家電リサイクル法対象品目等）の周知。
回収コンテナ設置スペースの確保。
プラットホーム作業導線の検討。
対応人員の確保。
ごみ処理手数料の取り扱い。
自区域外、事業系との区分けが困難。
乾電池や蛍光灯がついたままが多い。

(6) 拠点回収

その他の回収として回答があった「拠点回収」についての回答内容を次に示す。

①対象品目および選定理由

ア. 対象品目 (B-6②)

表 70 は、小型家電リサイクルにおいて拠点回収を実施または実施予定の 4 団体が、どの品目を対象としているのかについてまとめたものである。その他として、マッサージチェアなど大型家電を除く、一人で持ち運べる程度の物に限るといった回答があった。

表 70 拠点回収における対象品目

N=4

対象品目	団体数
政令で定めるものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコンを除くすべて	0
政令で定めるもののうち携帯電話を除くものすべて	0
政令で定めるもののうちパソコン・携帯電話を除くすべて	0
その他	4

イ. 選定理由 (B-6③)

表 71 は、拠点回収において対象品目を選定した理由についてまとめたものである。その他として、個人情報保護のためという回答があった。

表 71 拠点回収における対象品目の選定理由 (4 団体のよる複数回答)

対象品目の選定理由	団体数
引き取り価格が高い	1
回収のしやすさ	2
保管のしやすさ	0
分別の分かりやすさ	1
選別のしやすさ	0
その他	1

②拠点回収のメリット・課題（B-6⑥～⑦）

表 72 は、拠点回収のメリットについてまとめたものである。その他としては、個人情報保護、住民サービスの向上という回答があった。なお、拠点回収の課題として、対面による回収であるため、回収量に関わらず人件費が発生してしまうという回答があった。

表 72 拠点回収のメリット（4 団体による複数回答）

メリット	団体数
イニシャルコストの低さ	0
回収コストの低さ	2
品目を絞った回収が可能	1
住民の排出のしやすさ	2
回収後の処理コストの低さ	1
その他	1